

ルビコングループ 環境負荷物質ガイド

2024 年 1 月 19 日 改訂



ルビコン株式会社

<https://www.rubycon.co.jp/>

1. 目的

このガイドは、ルビコングループ（以下“当社”という）が製造し、販売する製品（以下“当社製品”という）を構成する部品・材料等に含有またはその製造工程にて使用される環境関連物質について、使用を禁止する物質、全廃を目指す物質、管理物質を明確にし、当社内および部品・材料等の取引先に周知徹底し、製品の環境への負荷を低減することを目的とする。

2. 適用範囲

当社製品を構成する部品、材料および、製品の製造工程に適用し、当社製品の包装材料、副資材も含む。但し、製品の包装材料、副資材に使用されているリサイクル材については、包装材料に関する判定基準を満足することとする。

3. 用語の定義

このガイドでは、以下のように用語を定義する。

（１）使用禁止物質

規制化学物質のうち、当社調達品への含有を禁止する化学物質。

当社が閾値を定めている場合は、不純物を含めた含有濃度が当社閾値未満であること。

また、プロセスケミカルとして使用され、製品上で物質構造が 100%変化し消失する物質は適用外。

（プロセスケミカル：蒸発したり反応したり最終製品に残留しない化学物質）

（２）全廃物質

当社が全廃を推進する物質。

これらの物質については、当社と納入者の協議により期日までの削減・全廃計画を立て、その計画に基づく全廃が行われなければならない。

現在、代替技術の存在しない特殊な用途に関しては、当社との合意に基づく管理下で使用される条件で除外規定を設ける。

（３）管理物質

当社が含有量を把握する物質。

（４）包装材料・副資材

包装材とは当社製品（材料、半製品を含む）の輸送や保護に用いるもの。

副資材とは当社の製造工程内で使用する機械油、洗浄液、事務消耗品等をいう。

（５）放出規制

密閉空間中で濃度規制のある物質

(6) 均質材料

均質材料とは機械的に異なる材料に分解できないレベルの材料を指す。

含有濃度は均質材料の質量を分母とした濃度とする。

	部材	均質材料
例 1	リード線端子	「アルミタブ」、「鉄芯線」、「銅メッキ層」、「スズメッキ層」など
例 2	樹脂ラミネートケース	「アルミケース」、「樹脂」など
例 3	外装スリーブ	「PET」、「インク」など

4. 使用禁止・全廃物質・管理物質の管理基準

表－1 に使用禁止物質、表－2 に全廃物質、表－3 に管理物質の一覧表を示す。

5. 分析データの収集

RoHS 規制 10 物質及びハロゲンについて 1 年に 1 回分析データの収集を行う。

ハロゲンについてはハロゲンフリー保証を求める調達品について、分析データを収集する。

5.1 分析方法について

下表の測定方法に基づいて含有量を測定すること。

測定は均質材料毎に行う。

測定データには、前処理法・測定方法・測定者・測定責任者・分析装置名・測定日・測定フローチャート・試料の写真を記載すること。

測定方法

対象物質	金属材料	高分子材料（金属材料以外）
鉛/カドミウム	IEC62321-5 ICP-OES, ICP-MS, AAS, AFS	
水銀	IEC62321-4 ICP-OES, ICP-MS, AAS, AFS	
六価クロム	IEC-62321-6 熱水抽出/比色法	IEC-62321-7-2 アルカリ分析/比色法
PBB, PBDE	IEC-62321-6 GC-MS	
DIBP, DBP, BBP, DEHP	対象外	IEC-62321-8 GC-MS
Cl, Br	対象外	BS-EN14582 IC

6. 不使用保証書の提出

当社は、本ガイドの改訂時には、RoHS 規制 10 物質及びハロゲン以外の含有確認のため、調達先に不使用保証書の提出をお願いし、閾値未満であることを確認する。

また、調達先は、法規制等の改訂により成分表又は SDS の記載内容に変更が生じた場合、最新版を当社に提出すること。

表-1.使用禁止物質

No.	物質名 *1	CAS No.	閾値基準	Rubycon管理基準
1	カドミウム及びその化合物	群(Group)	意図的使用を禁止 均質材料に対し100ppm(0.01wt%)以上の含有を禁止 (RoHS適用除外の用途を除く)	プラスチックに対し5ppm はんだに対し20ppm その他金属に対し75ppm
2	鉛及びその化合物	群(Group)	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm (0.1wt%)以上の含有を禁止 (RoHS適用除外の用途を除く)	プラスチックに対し100ppm はんだに対し500ppm 部品に使用しているはんだに対し800ppm その他金属に対し800ppm
3	水銀及びその化合物	群(Group)	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止 (RoHS適用除外の用途を除く)	100ppm
4	六価クロム化合物	群(Group)	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止 (RoHS適用除外の用途を除く)	100ppm
5	ポリ臭化ビフェニル(PBB)類	群(Group)	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止 (RoHS適用除外の用途を除く)	100ppm
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)類	群(Group)	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止 (RoHS適用除外の用途を除く)	100ppm
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) [DEHP]	117-81-7	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止	梱包材、製造設備等からの非意図的な移行汚染禁止
8	フタル酸ブチルベンジル [BBP]	85-68-7	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止	梱包材、製造設備等からの非意図的な移行汚染禁止
9	フタル酸ジブチル [DBP]	84-74-2	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止	梱包材、製造設備等からの非意図的な移行汚染禁止
10	フタル酸ジイソブチル [DIBP]	84-69-5	意図的使用を禁止 材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止	梱包材、製造設備等からの非意図的な移行汚染禁止
11	フタル酸ジイソノニル [DINP]	28553-12-0 68515-48-0	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止	梱包材、製造設備等からの非意図的な移行汚染禁止
12	フタル酸ジイソデシル [DIDP]	26761-40-0 68515-49-1	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止	梱包材、製造設備等からの非意図的な移行汚染禁止
13	フタル酸ジ-n-オクチル [DNOP]	117-84-0	意図的使用を禁止 均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止	梱包材、製造設備等からの非意図的な移行汚染禁止
14	アスベスト類 石綿	【表-1a】	意図的使用を禁止	
15	赤リン	7723-14-0	意図的使用を禁止	
16	ビス(クロロメチル)エーテル ジクロロジメチルエーテル	542-88-1	意図的使用を禁止	
17	4-アミノジフェニル及びその塩	群(Group)	意図的使用を禁止	
18	4-ニトロビフェニル及びその塩	群(Group)	意図的使用を禁止	
19	ベンジジン及びその塩	群(Group)	意図的使用を禁止	
20	β-ナフチルアミン及びその塩	群(Group)	意図的使用を禁止	
21	アルドリン	309-00-2	意図的使用を禁止	
22	エンドリン	72-20-8	意図的使用を禁止	
23	クロルデン類	群(Group)	意図的使用を禁止	
24	ディルドリン	60-57-1	意図的使用を禁止	
25	ヘキサクロロベンゼン [HCB]	118-74-1	意図的使用を禁止	
26	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限り)	群(Group)	意図的使用を禁止	
27	DDT	50-29-3	意図的使用を禁止	

No.	物質名 *1	CAS No.	閾値基準	Rubycon管理基準
28	ポリ塩化ビフェニル類[PCB類]	群(Group)	意図的使用を禁止	
29	2,4,6-トリ-ターシャリ-ブチルフェノール	732-26-3	意図的使用を禁止(成形品を除く)	
30	N,N'-ジトリル-1,4-フェニレンジアミン	27417-40-9	意図的使用を禁止	
31	N,N'-ビス(ジメチルフェニル)-1,4-フェニレンジアミン	28726-30-9	意図的使用を禁止	
32	N-(ジメチルフェニル)-N'-トリル-1,4-フェニレンジアミン	70290-05-0	意図的使用を禁止	
33	オゾン層破壊物質(ODS)	【表-1b】	意図的使用を禁止	
34	1,2-ジクロロエタン [二塩化エチレン]	107-06-2	意図的使用を禁止	
35	1,1-ジクロロエチレン [塩化ビニリデン]	75-35-4	意図的使用を禁止	
36	1,2-ジクロロエチレン (シス-1,2-ジクロロエチレン) (トランス-1,2-ジクロロエチレン) [二塩化アセチレン]	540-59-0 156-59-2 156-60-5	意図的使用を禁止	
37	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6	意図的使用を禁止	
38	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5	意図的使用を禁止	
39	ベンゼン	71-43-2	意図的使用を禁止	
40	マイレックス	2385-85-5	意図的使用を禁止	
41	ベリリウム及びその化合物	群(Group)	均質材料に対し1000ppm(0.1wt%)以上の含有を禁止	
42	ヒ素及びその無機化合物	群(Group)	意図的使用を禁止 適用除外:成分としてヒ素を含有する化合物半導体、プリント基板の銅箔接着部	
43	アゾ化合物	【表-1c】	特定アミンとして30mg/kg(30ppm)を超える含有を禁止。 人体の皮膚に長時間接触する製品(繊維・布材料、皮革材料)に適用。	
44	ダイオキシン類 [PCDDs, PCDFs, コプラナーPCB]	群(Group)	意図的使用を禁止	
45	クロロメチルメチルエーテル	107-30-2	意図的使用を禁止	
46	ベンゾトリクロライド	98-07-7	意図的使用を禁止	
47	TBBP-A-bis TBBPA-ビス(2,3-ジブromopropylエーテル)	21850-44-2	意図的使用を禁止	
48	アジ化ナトリウム	26628-22-8	意図的使用を禁止	
49	PCTS ;ポリクロロターフェニル	61788-33-8	意図的使用を禁止 均質材料に対し50ppm(0.005wt%)以上の含有を禁止	
50	2,2,2-トリクロロ-1,1-ビス(4-クロロフェニル)エタノール [ケルセン] [ジコホル]	115-32-2	意図的使用を禁止	
51	ヘキサクロロブタ-1, 3-ジエン	87-68-3	意図的使用を禁止	
52	ヘプタクロル	76-44-8	意図的使用を禁止	
53	ビス(トリブチルスズ)=オキシド [TBTO]	56-35-9	意図的使用を禁止	
54	トキサフェン	8001-35-2	意図的使用を禁止	
55	放射性物質		意図的使用を禁止	
56	短鎖型塩化パラフィン(SCCP) (C:10~13)	群(Group)	意図的使用を禁止	
57	[2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール] (UV-320)	3846-71-7	意図的使用を禁止	
58	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩	群(Group)	意図的使用を禁止	
59	塩化コバルト	7646-79-9	意図的使用を禁止	
60	ジメチル=フマラート(DMF)	624-49-7	均質材料に対し0.1mg/kg (0.1ppm)を超える含有を禁止	

No.	物質名 *1	CAS No.	閾値基準	Rubycon管理基準
61	ヘキサブロモシクロデカン[HBCDD]	【表-1d】	意図の使用を禁止 部品に対し100ppm(0.01wt%)を超える含有を禁止	
62	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル)=フルオリド[PFOSF]	307-35-7	意図の使用を禁止	
63	ペンタクロロベンゼン	608-93-5	意図の使用を禁止	
64	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-84-6	意図の使用を禁止	
65	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	319-85-7	意図の使用を禁止	
66	γ -ヘキサクロロシクロヘキサン	58-89-9	意図の使用を禁止	
67	クロルデコン	143-50-0	意図の使用を禁止	
68	三置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ化合物・トリフェニルスズ化合物を含む)	群(Group)	均質材料に対しスズ換算で0.1wt% (1000ppm)を超える含有を禁止	
69	ホルムアルデヒド [ホルマリン(モノマー)]	50-00-0	完成品からの放出に限定(気中濃度 0.1ppm以下)	
70	リン酸トリス(2-クロロエチル) (TCEP)	115-96-8	部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有を禁止	
71	リン酸トリス(1-メチル-2-クロロエチル) (TCPP)	13674-84-5	部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有を禁止	
72	リン酸トリス (1,3-ジクロロ-2-プロピル) (TDCPP)	13674-87-8	部品に対し1000ppm(0.1wt%)を超える含有を禁止	
73	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサエピン=3-オキシド (別名エンドスルファン又はベンゾエピン)	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	意図の使用を禁止	
74	多環芳香族炭化水素 [PAHs]	【表-1e】	意図の使用を禁止 人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、または短時間の接触が繰り返される、ゴム又はプラスチック部品について 1ppm未満	
75	ジブチルスズ化合物 [DBT]	群(Group)	均質材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有を禁止 除外対象:ゴムの添加剤(タイヤ中を除く)	
76	ペンタクロロフェノール(PCP)又はその塩若しくはエステル	群(Group)	意図の使用を禁止	
77	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	【表-1f】	意図の使用を禁止 PFOAとその塩の合計で成形品や混合物中の25ppb以上の含有を禁止 PFOA関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の1000ppb以上の含有を禁止	
78	デカブロモジフェニルエーテル (decaBDE)	1163-19-5	意図の使用を禁止	
79	ペンタクロロチオフェノール(PCTP)	133-49-3	意図の使用を禁止	
80	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	68937-41-7	意図の使用を禁止	
81	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS)とその塩及び関連物質	—	意図の使用を禁止	
82	2,2,2-トリクロロ-1-(2-クロロフェニル)-1-(4-クロロフェニル)エタノール [ジコホル]	10606-46-9	意図の使用を禁止	
83	1-ブロモプロパン	106-94-5	意図の使用を禁止	
84	1,4-ジオキサン	123-91-1	意図の使用を禁止	
85	N-メチルピロリドン(NMP)	872-50-4	意図の使用を禁止	
86	顔料バイオレット29	81-33-4	意図の使用を禁止	
87	長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LCPFACS)	【表-1g】	意図の使用を禁止	
88	テトラクロロエチレン	127-18-4	意図の使用を禁止	

No.	物質名 *1	CAS No.	閾値基準	Rubycon管理基準
89	トリクロロエチレン	79-01-6	意図的使用を禁止	
90	ジクロロメタン	75-09-2	意図的使用を禁止	
91	天然ゴム	-	意図的使用を禁止(玩具用途)	
92	フッ素系温室効果ガス(HFC,PFC,SF6等)	-	意図的使用を禁止	
93	酸化ベリリウム (BeO)	1304-56-9	調査単位の0.1重量%(1000ppm)	
94	ペルフルオロアルキルカルボン酸 (PFCA) C9-C14 とその塩及び関連物質	-	C9-C14 PFCAとその塩の合計で成形品や混合物中の25ppb以上の含有を禁止 C9-C14 PFCA関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の260ppb以上の含有を禁止	
95	デクロランプラス並びにそのsyn-異性体及びanti-異性体	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	意図的使用を禁止	
96	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	意図的使用を禁止	
97	メタノール	67-56-1	意図的使用を禁止	
98	ノルマルヘキサン	110-54-3	意図的使用を禁止	
99	トルエン	108-88-3	意図的使用を禁止	
100	黄リン	12185-10-3	意図的使用を禁止	
101	メトキシクロル	72-43-5	意図的使用を禁止	
102	塩化ビニルモノマー(クロロエチレン)	75-01-4	意図的使用を禁止 PVC中の未反応の残留モノマーは対象外とする	
103	N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST)	68921-45-9	意図的使用を禁止 除外対象:ゴムの添加剤(タイヤ中を除く)	

表-1a アスベスト類

物質名 *1	CAS No.
アスベスト	1332-21-4
クリソタイル	12001-29-5
クロシドライト	12001-28-4
アモサイト	12172-73-5
アンソフィライト	77536-67-5
トレモライト	77536-68-6
アクチノライト	77536-66-4
クリソタイル	132207-32-0

表-1b オゾン層破壊物質

物質名 *1	CAS No.	モントリオール議定書
CFC類	several	附属書A グループI 附属書B グループI
ハロン類	several	附属書A グループII
四塩化炭素	56-23-5	附属書B グループII
1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	附属書B グループIII
HCFC類	several	附属書C グループI
HBFC類	several	附属書C グループII
ブロモクロロメタン	74-97-5	附属書C グループIII
臭化メチル[ブロモメタン]	74-83-9	附属書E グループI
HFC類	Several	附属書F グループI
HFC-23	75-46-7	附属書F グループ II

表-1c アゾ化合物の分解により発生してはならないアミン一覧

物質名 *1	CAS No.
o-アニシジン	90-04-0
2-ナフチルアミン	91-59-8
3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1
4-アミノビフェニル	92-67-1
ベンジジン	92-87-5
o-トルイジン	95-53-4
4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
2,4-トルエンジアミン	95-80-7
o-アミノアゾトルエン	97-56-3
5-ニトロ-o-トルイジン	99-55-8
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4
4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101-80-4
p-クロロアニリン	106-47-8
ジアニジン及びその塩	119-90-4
3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
2-メキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
4,4'-ジアミノジフェニルスルフィド	139-65-1
2,4-ジアミノアニソール	615-05-4
4,4'-ジアミノ-3,3'-ジメチルジフェニルメタン	838-88-0
4-アミノアゾベンゼン	60-09-3

表-1d ヘキサブロモシクロデカン [HBCDD]

物質名 *1	CAS No.
ヘキサブロモシクロデカン	25637-99-4
rel-(1R,2S,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	4736-49-6
rel-(1R,2S,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	65701-47-5
(1R,2R,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	138257-17-7
(1R,2R,5R,6S,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	138257-18-8
(1R,2S,5S,6R,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	138257-19-9
(1R,2S,5S,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	169102-57-2
(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	678970-15-5
(1R,2S,5R,6S,9S,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	678970-16-6
(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	678970-17-7
1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	3194-55-6
rel-(1R,2R,5S,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	134237-50-6
rel-(1R,2S,5R,6R,9R,10S)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	134237-51-7
rel-(1R,2R,5R,6S,9S,10R)-1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	134237-52-8

表-1e 多環芳香族炭化水素 [PAHs]

物質名 *1	CAS No.
ベンゾ(a)ピレン	50-32-8
ベンゾ(e)ピレン	192-97-2
ベンゾ(a)アントラセン	56-55-3
クリセン	218-01-9
ベンゾ(b)フルオランテン	205-99-2
ベンゾ(i)フルオランテン	205-82-3
ベンゾ(k)フルオランテン	207-08-9
ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3

表-1f ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質

物質名 *1	CAS No.
2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ペンタデカフルオロオクタン酸	335-67-1
アンモニウム=2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ペンタデカフルオロオクタノアート	3825-26-1
ナトリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート	335-95-5
カリウム=ペンタデカフルオロオクタノアート	2395-00-8
銀(1+)=ペンタデカフルオロオクタノアート	335-93-3
2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,8-ペンタデカフルオロオクタノイル=フルオリド	335-66-0
ペンタデカフルオロオクタン酸メチル	376-27-2
ペンタデカフルオロオクタン酸エチル	3108-24-5

表-1g 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物(LOPFACS)

物質名 *1	CAS No.
パーフルオロオクチルヨージド	507-63-1
1,1,2,2-テトラヒドロヘプタデカフルオロデカノール	678-39-7
1H,1H,2H,2H-パーフルオロデカン-1-オール	865-86-1
1H,1H,2H,2H-パーフルオロデシルヨージド	2043-53-0
よう化1H,1H,2H,2H-パーフルオロデシル	2043-54-1
アクリル酸1H,1H,2H,2H-パーフルオロデシル	17741-60-5
アクリル酸1H,1H,2H,2H-ヘプタデカフルオロデシル	27905-45-9
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12-ペンタコサフルオロ-14-ヨードテトラデカン	30046-31-2
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-ペンタコサフルオロテトラデカン-1-オール	39239-77-5
3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14,15,15,16,16-ノナコサフルオロヘキサデカン-1-オール	60699-51-6
1,1,1,2,2,3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,11,11,12,12,13,13,14,14-ノナコサフルオロ-16-ヨードヘキサデカン	65510-55-6
ナトリウム;2-メチルプロパン-1-スルホン酸	68187-47-3
1,1,2,2-テトラヒドロベルフルオロアルキル(C8-C14)アルコール	68391-08-2
チオール、C8-20、ガンマ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドを含むテロマー	70969-47-0
ケイ酸ナトリウムとクロロトリメチルシランと3,3,4,4,5,5,6,6,7,7,8,8,9,9,10,10,10-ヘプタデカフルオロ-1-デカノールとの反応生成物	125476-71-3
チオール、C4-20、γ-オメガ-パーフルオロ、アクリルアミドとアクリル酸のテロマー、ナトリウム塩	1078712-88-5
1-プロパナミニウム、3-アミノ-N-(カルボキシメチル)-N、N-ジメチル、N-(2-((ガンマ-オメガ-ペルフルオロ-C4-20-アルキル)チオ)アセチル)誘導体、内部塩	1078715-61-3
ポリフルオロアルキルベタイン	-
変性フルオロアルキルウレタン	-
過フッ素化ポリアミン	-

*1 化学物質名称は一例であり、別の名称等も存在し、すべての情報を記載しているわけではありません。

表-2.全廃物質

No.	物質名 *1)	CAS No.	備考	納入禁止期日
1	ポリ塩化ビニル [PVC] [PVC]	9002-86-2	意図的使用を禁止	即時禁止
			適用除外: 安全規格の規制などで材料が指定されている場合。顧客より材料指定がある場合。	用途・含有量を把握
2	ジオクチルスズ化合物 [DOT]	群(Group)	均質材料に対しスズ換算で1000ppmを超える含有を禁止 規制対象: 繊維材料・布材料など。	即時禁止
			規制対象以外の用途	用途・含有量を把握
3	デカブロモジフェニルエタン	84852-53-9	すべての用途における意図的使用	用途・含有量を把握
4	PFAS(ルビコン禁止物質記載PFASを除く)	・米国 EPA(環境保護庁) PFASマスターリスト CompTox Chemicals Dashboard (epa.gov)	すべての用途における意図的使用	用途・含有量を把握

*1 化学物質名称は一例であり、別の名称等も存在し、すべての情報を記載しているわけではありません。

表-3.管理物質

1.SVHC 高懸念物質

物質名	閾値
EU REACH規則 (EC) No 1907/2006(SVHC)ECHA(欧州化学品庁)ホームページ参照 Candidate List of substances of very high concern for Authorisation – ECHA (europa.eu)	0.1wt%(1000ppm)以上の含有量について含有量を報告

2.ハロゲン(ハロゲンフリー保証品に適用)

物質名	閾値
臭素(Br)	Br<900ppm
塩素(Cl)	Cl<900ppm
臭素(Br)+塩素(Cl)	Br+Cl<1500ppm

3.包装材に関する判定基準

物質名	閾値
カドミウム、鉛、全クロム(六価クロム含む)、水銀	4つの金属の合計が100ppm未満。 包装材料を構成するプラスチック(ゴムを含む)の部位については、カドミウムの許容濃度を5ppm未満とする。

4.ミネラルオイル 対象用途:インキ

物質名	閾値
1～7個の芳香環を含む鉱物油芳香族炭化水素(MOAH) 16～35個の炭素原子を含む鉱物油飽和炭化水素(MOSH)	インキ中の質量濃度1%超のMOAHの使用を禁止 インキ中の質量濃度0.1%超のMOAHおよびMOSH、ならびに芳香環3～7個の化合物の質量濃度1ppm超のMOAHの使用を禁止

対象とする法規制

適用法令	参考URL
日本 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) 第1種特定化学物質リスト	https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/about/substance_list.html
労働安全衛生法	https://hourei.net/law/347AC0000000057
オゾン層保護法	ウィーン条約: Vienna Convention for the Protection of the Ozone Layer モントリオール議定書: Montreal Protocol on Substances that Deplete the Ozone Layer)
米国 有害物質規制法(Toxic Substances Control Act: TSCA)	https://www.epa.gov/tsca-inventory
欧州 RoHS指令 2011/65/EU およびその改正(2015/863/EU)	http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_eee/index_en.htm
欧州 RoHS指令 2011/65/EU およびその改正(2015/863/EU) 適用除外	https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive_en
欧州 ELV指令 2000/53/EC およびその改正(2016/774/EU)	http://ec.europa.eu/environment/waste/elv/index.htm
欧州 REACH規則 (EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach
欧州 REACH規則 (EC) No 1907/2006 (SVHC) Candidate List of SVHC for Authorization (認可対象候補物質)およびANNEX XIV(認可対象物質)	https://echa.europa.eu/authorisation-list
欧州 POPs規則 (EC) No 850/2004 附属書 I	https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	http://www.gadsl.org
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	http://std.iec.ch/iec62474

改訂履歴

版数	日付	改訂内容
RUB-43	2023 年 1 月 20 日	・書式を全面改正 ・制限物質、管理物質を削除 ・追加物質を赤字にて記載 ・削除物質 - 塩化ビニルモノマー (75-01-4) - N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST) (68921-45-9) ・全廃物質から禁止物質へ移行 - No.88 テトラクロロエチレン(127-18-4) - No.89 トリクロロエチレン(79-01-6) - フタル酸エステル類 - No.11 フタル酸ジイソニル (28553-12-0) (68515-48-0) - No.12 フタル酸ジイソデシル (26761-40-0) (68515-49-1) - No.13 フタル酸ジ-n-オクチル (117-84-0) - No.91 天然ゴム ・制限物質から禁止物質へ移行 - No.97 メタノール (67-56-1) ・管理物質 (JIG 調査対象物質及び独自管理物質) を削除
RUB-44	2024 年 1 月 19 日	・用語の定義に管理物質を追加 ・使用禁止物質にプロセスケミカルについて追加 ・分析データの提出にハロゲンフリー保証の調達品についてハロゲン分析を追加。 ・分析方法について詳細に記載する。 ・不使用保証書の提出について RoHS10 物質以外の確認方法について記載。 ・追加物質 - No.100 黄リン (12185-10-3) - No.101 メトキシクロル(72-43-5) - No.102 塩化ビニルモノマー (クロロエチレン) (75-01-4) - No.103 N-フェニルベンゼンアミンとスチレン、2,4,4-トリメチルペンテンの反応生成物 (BNST) (68921-45-9) ・削除物質 - RUB-43 No.78 2,4,6 トリス (tert-ブチル) フェノール 2,4,6 (TTBP) (732-26-3) No.28 と重複しているため削除 - RUB-43 No.80 ペルクロロブタ-1,3-ジエン(HCBD) (87-68-3)No.29 と重複しているため削除。 ・管理物質追加 - SVHC 高懸念物質 禁止物質 No.99 から移行 - ハロゲン 禁止物質 No.100 から移行 - 包装材 禁止物質 No.101 から移行 - ミネラルオイルについて追加